

記者発表資料
令和5年7月31日
地域交通政策課
担当：交通政策班 千葉
交通安全班 佐々木
電話：022-211-2436、2438

宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金について

県は、燃料価格等の高騰により経営に大きな影響が生じている交通事業者等に対して、その事業継続を支援し、県民生活への影響を回避するため、「宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金」を交付します。

令和5年8月1日（火）から申請受付を開始します。

記

1 支援金の概要

(1) 対象事業者の概要

県内に事業所を有し、令和5年7月1日から交付申請日までの間、継続して事業を実施し、交付申請日以降も事業を継続する予定の事業者

(2) 支援金の額

①乗合バス事業者 交付対象車両1台につき10万円

②貸切バス事業者 交付対象車両1台につき3万円

③タクシー事業者 交付対象車両1台につき2万円

④福祉タクシー事業者 交付対象車両1台につき1万円

⑤運転代行業者 交付対象車両1台につき1万円

なお、③と④の両方で交付申請する場合、一方で交付申請した車両は、他方では交付申請できません。

(3) その他

交付対象車両の要件や申請書記載例等は、県地域交通政策課ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/05ryokakusienkin.html>

※ホームページは8月1日（火）掲載予定です。

2 申請書の受付期間及び提出書類等

(1) 受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）まで【当日消印有効】

(2) 提出書類

申請書及び添付書類（交付対象車両の自動車検査証の写しほか）

(3) 提出先

宮城県企画部地域交通政策課

宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金 担当宛て

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話 022-211-2436（バス、タクシー関係）、022-211-2438（自動車運転代行関係）

(4) 提出方法

上記の提出先へ郵送により提出